

令和 6 年度

償却資産（固定資産税）の申告について

総社市
税務課 資産税係

市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産についても課税されます。償却資産の所有者は、毎年1月1日（賦課期日）現在、総社市内に所有している償却資産について申告していただく必要があります。
つきましては、この冊子をご参照の上、申告書を作成し、期限までに提出（郵送可）又は電子申告（eLTAX）※による申告をしていただきますようお願いします。

申告書提出期限 令和6年1月31日（水）

提出・問い合わせ先

〒719-1192
岡山県総社市中央一丁目1番1号
総社市 総務部 税務課 資産税係 ⑬窓口
電話 (0866) 92-8236
FAX (0866) 92-8398
E-mail zeimu@city.suja.okayama.jp
ホームページ <http://www.city.suja.okayama.jp>

平成30年7月豪雨によって被災された場合の特例

平成30年7月豪雨により被災された皆様には深くお見舞い申し上げます。
総社市に被災者生活再建支援法が適用されましたので、平成30年7月の豪雨災害によって滅失・損壊した償却資産に代わるものとして取得した同種・同用途の償却資産や、損壊した後に復旧・補強等の改良費（法人税法上の資本的支出分）については、課税標準を減額する特例があります。（地方税法第349条の3の4、地方税法附則第16条の3）
通常の償却資産の申告書を提出していただくことに加えて「平成30年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書」を提出していただくことで、特例適用の審査を行います。
詳しくは、特例に関する5~6ページや総社市ホームページをご覧いただくか、上記の問い合わせ先にお尋ねください。

目 次

I 償却資産について	1
1 償却資産とは	1
2 償却資産の種類	1
3 業種別の主な申告の対象となる償却資産	2
4 特に注意が必要な申告（課税）対象資産	3
5 申告の対象とならない資産	3
II 償却資産の課税について	3
1 税額の算出方法	3
2 評価額・課税標準額の算出方法	4
3 課税標準の特例について	5・6
4 計算例	7
III 償却資産の申告について	8
1 申告していただく方	8
2 申告方法	8・9
3 提出方法	9
4 申告に際しての注意事項	9
5 申告されない方、虚偽の申告をされた方	9

申告書の記載例

- 1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- 2 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- 3 種類別明細書（減少資産用）

総社市はeLTAXを導入しています！

地方税の申告・届出が自宅やオフィスのパソコンからインターネットを利用してできます。簡単で便利なeLTAXをぜひご利用ください。

ただし、償却資産の申告では、増加・減少の明細書の添付が必要となりますのでご注意ください。

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>

ヘルプデスク：0570-081459（つながらない場合は03-5521-0019）

電話による受付時間：9時～17時（土・日・休祝日、12/29～1/3は除く）

I 償却資産について

1 償却資産とは

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産を合わせた3つで構成されています。

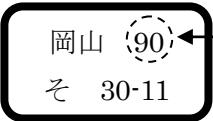
償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供する（注）ことができる資産で、その減価償却額等が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいいます。

税務署への確定申告時に、必要経費として減価償却費を計上されているものの大半は、償却資産として申告の必要があります。

償却資産は、土地、家屋と違い登記制度がありません。したがって納税義務のある償却資産の所有者の方に申告していただくことになります。（地方税法第383条の規定）

（注）「事業に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。また、従事者のために直接的に事業に用いている福利厚生施設（社宅宿舎等）の構築物・備品等も対象となります。

2 償却資産の種類

資産の種類	具体例
1 構築物	舗装路面、フェンス、緑化施設、カーポート、プレハブ等の建物（基礎がないもの）、貸ビル・貸店舗等に取り付けた建物附属設備・内部造作 等
2 機械及び装置	金属・印刷等の製造加工機械、土木建設機械（パワーショベル・ブルドーザー）・工作機械・木工機械等の各種産業機械、機械式駐車設備、太陽光発電設備・耕運機などの農機具（車両を除く） 等
3 船舶	客船、貨物船、遊覧船、モーターべート、貸しボート 等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は分類番号が「0」「00~09 及び 000~099」「9」「90~99 及び 900~999」のもの）、その他運搬車（運輸支局などへの登録の有無は関係ありません） （例）プレート  分類番号
6 工具、器具及び備品	事務機器、ロッカー、自動販売機、陳列ケース、看板、ネオン、金庫、レジスター、監視カメラ、ルームエアコン、冷蔵庫、自動販売機、パソコン、コピー機、医療機器、机・椅子、理・美容機器 等

3 業種別の主な申告の対象となる償却資産

業 種	具 体 例
共 通	看板, エアコン, パソコン, コピー機, 応接セット, ロッカー, キャビネット, 金庫, 福利厚生施設(寮, 娯楽施設等)の構築物・器具備品, 内装・内部造作(テナントの場合) 等
売電事業 (太陽光発電)	太陽光パネル・架台・接続ユニット・パワーコンディショナー・表示ユニット・電力量計(太陽光発電設備一式), 造成費, フェンス 等
不動産貸付業	駐車場舗装, 済化槽, 緑化施設, 擁壁, フェンス, 自転車置場, 集合郵便受け, 屋外給排水・電気設備, ガス・石油タンク, 防犯監視設備 等
建 設 業	大型特殊自動車(ブルドーザー, パワーショベル, フォークリフト等), コンクリートカッター, 破碎機, ミキサー, 測量機器, 発電機 等
製 造 業	食料品製造設備, 金属製品製造設備, 受変電設備, 旋盤, ボール盤, 梱包機, 特定の生産・業務用設備のための電気・ガス・空調設備 等
小 売 業	冷蔵庫, 冷凍庫, レジスター, 自動販売機, 陳列ケース, 整列棚, 陳列台, ネオンサイン 等
飲 食 業	厨房設備, 冷蔵・冷凍庫, 製氷機, 自動販売機, テーブル, イス, レジスター, カラオケセット, テレビ 等
娛 樂 業	パチンコ台, パチスロ台, ゲーム機, 両替機, 玉貸機, 玉計数機, カード発行機, パチンコ取付台(島工事), 店内放送設備, 防犯監視設備, 照明設備 等
理容・美容業	理容・美容椅子, 洗面設備, タオル蒸器, 消毒殺菌機, パーマ器, ドライヤー, サインポール, レジスター, テレビ 等
医療・歯科業	ベット, 手術台, レントゲン装置, CTスキャン, 心電計, ファイバースコープ, 歯科診療用ユニット, 消毒殺菌用機器 等
自動車整備業 ガソリン販売業	スチームクリーナー, オートリフト, オイルチェンジャー, 給油機, ジャッキ, コンプレッサー, 洗車機, 地下タンク, ガソリン計量器, 独立キャノピー, 溶接機 等

4 特に注意が必要な申告（課税）対象資産

- ・遊休資産、未稼動資産であっても使用できる状態にある（維持補修の行われている）資産
- ・簿外資産（償却済資産を含む）であっても事業の用に供し、減価償却の対象となる資産
- ・建設仮勘定で経理されているが、一部又は全部が完成し事業の用に供することができる資産
- ・取得価格が30万円未満の資産で、租税特別措置法の規定による中小企業者等の少額減価償却資産の特例を適用した資産
- ・資産の所有者が、他の事業者へ貸し付けている資産
- ・賃借人（テナント等）が取り付けた家屋の内部造作や各種設備など
- ・割賦購入した資産（代金が完済していない場合も含む）
- ・法定耐用年数が経過した償却済資産であっても、事業の用に供することができるもの
- ・申告対象資産の改良費、修理改造費等（税務会計上において「資本的支出」に該当する場合は、それを一つの償却資産として申告）

5 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- (2) 耐用年数1年未満の資産又は取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金（必要経費）算入されたもの（少額の減価償却資産）
(注) ただし、税務会計上、個別償却しているものは除外
- (3) 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により一括して3年間で損金（必要経費）算入されたもの（一括償却資産）
- (4) 無形減価償却資産（商標権、営業権、ソフトウェア等）
- (5) 繰延資産、棚卸資産
- (6) 用途廃止資産（今後の使用予定もなく、維持補修を行っていないもの）

II 償却資産の課税について

1 税額の算出方法

$$\begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ (1,000 \text{ 円未満切り捨て}) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{税率} \\ 1.4 / 100 \end{array} = \begin{array}{c} \text{税額} \\ (100 \text{ 円未満切り捨て}) \end{array}$$

令和6年1月1日現在の償却資産の評価額の合計額が課税標準額となります。（特例の適用がある資産は、評価額に特例率を乗じた額が課税標準額となります。）

なお、課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は、償却資産は課税されません。ただし、免税点未満でも申告は必要です。

2 評価額・課税標準額の算出方法

資産の取得年	評価額
前年中に取得した資産	取得価格×(1-減価率R/2) [*]
前年前に取得した資産	前年度評価額×(1-減価率R) [*]

*減価率R…………耐用年数に応じた減価率（詳細は下表）

評価額の最低限度は、取得価額の5／100です。

耐用年数による減価残存率表

耐用年数	減価率 R	減価残存率	減価残存率	耐用年数	減価率 R	減価残存率	減価残存率
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-R/2	1-R			1-R/2	1-R
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926
16	0.134	0.933	0.866				

3 課税標準の特例について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定された償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。該当資産がある場合は「種類別明細書（増加資産・全資産申告）」の摘要欄に、該当条項を必ず記載してください。

主な特例

先端設備等の取得に係る特例

先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等が取得した一定の要件を満たす機械、装置等について、償却資産の固定資産税課税標準額を減額します。

※期間等詳細につきましては、下記URL（総社市ホームページ）でご確認ください。

●必要となる添付書類

工業会等による証明書（写）、先端設備等導入計画認定申請書（写）、先端設備等導入計画認定書（写）

●根拠法令

地方税法附則第15条第45項、地方税法附則第64条

総社市ホームページ

http://www.city.soha.okayama.jp/kigyouyuutisyoushinkou/jigyou_yushi_koyou/seisan.html

平成30年7月豪雨によって被災された場合の特例

平成30年7月豪雨により滅失し、または損壊した償却資産の所有者等が、被災償却資産に代わる償却資産（代替償却資産）を平成30年7月6日から令和7年3月31日までに取得し、または被災償却資産を改良した場合、これらの取得または改良した償却資産の固定資産税課税標準額を、その取得または改良した年の翌年から4年度分に限り2分の1の額とするもの

該当資産がある場合は、償却資産申告書とは別に「平成30年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書」に関係書類を添えて提出してください。

①特例対象者

平成30年7月豪雨により滅失し、または損壊した償却資産の所有者等

②特例措置の対象となる資産

(1)代替償却資産

ア 平成30年7月豪雨の被災により滅失し、または損壊した償却資産の代替として取得した資産のうち、種類が同一であるもの及び使用目的または用途が同一であるもので、代替されることとなる被災償却資産が、償却資産課税台帳上に登録されていない（除去または売却等の処分がなされている）もの

イ 平成30年豪雨による被災償却資産を復旧し、または補強等を行った場合における改良費（資本的支出に該当するもの）

(2)取得期限

平成30年7月6日から令和7年3月31日までの間に取得（または改良）されたもの

(3)特例率

取得（または改良）の翌年から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減

③提出書類

(1)平成30年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書

(2)代替償却資産対照表

((1),(2)は総社市ホームページからダウンロード可能)

(3)被災償却資産が平成30年7月豪雨により滅失または損壊した旨を証する書類

（市税減免決定通知書（写）、更正通知書（写）、被災状況がわかる写真等）

(4)被災償却資産が所在したことを証する書類

（平成30年度償却資産申告書及び種類別明細書（写・被災償却資産を明示）等）

(5)代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、被災償却資産が償却資産台帳に登録されていないことを証する書類

（被災償却資産を除去または売却等の処分をしたことがわかる書類（写）等）

(6)その他

ア 平成30年1月2日から平成30年7月5日までの間に取得し、平成30年7月豪雨で被災した償却資産については、災害発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書（写）等）を添付

イ 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合には次の書類を添付

- ・相続人の場合：戸籍謄本（写）等
- ・合併法人の場合：法人登記簿謄本（写）等
- ・必要に応じその他の書類

(3)は、総社市で平成30年7月豪雨に係る償却資産の減免申請をされた場合は提出不要です。

(4)及び(5)は、総社市で被災した償却資産について、総社市でその代替償却資産を取得する場合は提出不要です。ただし、償却資産申告時における種類別明細書（増加資産・全資産用）や種類別明細書（減少資産用）により、被災償却資産及び代替償却資産の増減状況がわかるように記載してください。

④提出期限

代替償却資産を取得した翌年の1月31日

4 計算例

(1) 評価額

	品名	取得年月	取得価格	耐用年数	減価率	評価額
①	駐車場舗装 (アスファルト)	令和4年 4月	280,000 円	10年	0.206	$280,000 \times (1 - 0.206 \times 1/2)$ $= 251,160$ $251,160 \times (1 - 0.206)$ $= 199,421$
②	看板	令和4年 8月	200,000 円	3年	0.536	$200,000 \times (1 - 0.536 \times 1/2)$ $= 146,400$ $146,400 \times (1 - 0.536)$ $= 67,929$
③	太陽光発電 設備	令和5年 9月	6,000,000 円	17年	0.127	$6,000,000 \times (1 - 0.127 \times 1/2)$ $= 5,619,000$
合計			6,480,000			5,886,350 円

(2) 課税標準額 評価額の合計=5,886,000 円 (1,000 円未満切り捨て)

(3) 税額 $5,886,000 \text{ 円} \times 1.4 / 100 = \underline{\underline{82,400 \text{ 円}}} (100 \text{ 円未満切り捨て})$

III 償却資産の申告について

1 申告していただく方

毎年1月1日現在、総社市内に事業用の償却資産（土地及び家屋以外）を所有している法人、個人の方、及びこれらの資産を総社市内で他に貸し付けている方です。

なお、前年から資産に増減がない方も、申告書は毎年必ず提出してください。

※申告後、内容確認のため固定資産台帳や減価償却資産の帳簿調査をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 申告方法

下表の区分により、○印の書類を提出してください。

① 繼続して申告される方

申告の区分	償却資産申告書	種類別明細書		注 意 点
		(増加資産・全資産用)	(減少資産用)	
資産の増減 な し	○	×	×	申告書の備考欄に『増減なし』と記載してください。
増加資産のみ あ り	○	○	×	・前年までに申告された資産は種類別明細書を御確認ください。 ・前年以前に取得した申告漏れ資産、移動してきた資産についても種類別明細書（増加資産・全資産用）に記載してください。
減少資産のみ あ り	○	×	○	
増加・減少の 両方ともあり	○	○	○	

② 初めて申告される方

申告の区分	償却資産申告書	種類別明細書		注 意 点
		(増加資産・全資産用)		
申告資産あり	○	○		
申告資産なし	○	×		申告書の備考欄に「該当資産なし」と記載してください。

③ 企業電算申告又はeLTAX申告される方

申告の区分	償却資産申告書	全資産種類別明細書	注 意 点
申告資産あり	○	○	資産の増減にかかわらず、必ず申告してください。
申告資産なし	○	×	申告書の備考欄に「該当資産なし」と記載してください。

④ 廃業、解散又は営業譲渡された方

申告の区分	償却資産申告書	種類別明細書	注 意 点
		(減少資産用)	
申告資産あり	○	○	償却資産申告書の備考欄にその旨と異動年月日を記載してください。

3 提出方法

申告書、種類別明細書は複写になっていますので、1枚目の提出用のみ提出してください。
(郵送の場合)

申告書を郵送される方で「控え」に本市受付印を希望される方は、控えの申告書のほか、返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。返信用封筒が無い場合は「控え」を返送することができません。あらかじめご了承ください。

(電子申告の場合)

申告書は電子申告(eLTAX)で提出することもできますが、利用届出などの手続きが必要です。詳しくは、eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)で確認してください。

申告書の提出は令和6年1月31日(水)までに！！

4 申告に際しての注意事項

- 次の点に特に注意してください。
- 耐用年数等の訂正をされる場合は、訂正箇所を明記してください。
 - 本年度の課税標準額の合計が、免税点（150万円）未満になる場合も申告が必要です。
 - 税務署へ確定申告をしている場合でも、別途、固定資産税（償却資産）の申告が必要です。
 - 消費税の取り扱いについては、会計処理の仕方が税込処理の場合は税込価格を、税抜処理の場合は税抜価格を、それぞれ取得価額としてください。
 - 補助金等の交付を受けて取得し、圧縮記帳している資産については、本来の価格（補助金や下取り金額を差し引く前の金額）で申告してください。
 - 赤字のため減価償却を行っていない場合でも申告が必要です。

5 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく、申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされると、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

申告書の記載例

記載例

卷之三

令和6年度 償却資産申告

樣長市社總

会期 6 年 1 月 31 日

①	總社市中央一丁目1番1号 <small>(又は納税通知書 提出先)</small>	かふしきがいしや そうじや
②	株式会社 総社 代表取締 <small>者</small>	かぶしきがいしゃ そうしゃ だいひょうとりじ

記載する必要はありません。
ただし、合計申告(全資産申告又はeTAX申告)の方は記載してください。

Table 1. Summary of results.

※ 所有者コード		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18											
390123		8 短縮耐用年数の承認		有		9 増加償却の届出		有		10 年課税標準の特例		有		11 課税標準の特例		有		12 特別償却又は生産設備		有		13 税務会計上の償却方法		定率法		14 色		單		15 有		無		16		無		17		無		18					
41100 41100 41100		8 短縮耐用年数の承認		有		9 増加償却の届出		有		10 年課税標準の特例		有		11 課税標準の特例		有		12 特別償却又は生産設備		有		13 税務会計上の償却方法		定率法		14 色		單		15 有		無		16		無		17		無		18					
555-92-8200 555-92-8236		8 短縮耐用年数の承認		有		9 増加償却の届出		有		10 年課税標準の特例		有		11 課税標準の特例		有		12 特別償却又は生産設備		有		13 税務会計上の償却方法		定率法		14 色		單		15 有		無		16		無		17		無		18					
10 中央一丁目1番1号 1 5 事(区)町村内 における事業所 等支店の所在地 2 _____ 3 _____ 4 _____ 5 _____ 6 _____ 7 事業所用家屋の所有区分 8 情考(添付書類等) 9 _____ 10 _____ 11 株式会社 △△リース 12 自己所有・借家 13 _____ 14 _____ 15 _____ 16 _____ 17 _____ 18 _____		10 中央一丁目1番1号 1 5 事(区)町村内 における事業所 等支店の所在地 2 _____ 3 _____ 4 _____ 5 _____ 6 _____ 7 事業所用家屋の所有区分 8 情考(添付書類等) 9 _____ 10 _____ 11 株式会社 △△リース 12 自己所有・借家 13 _____ 14 _____ 15 _____ 16 _____ 17 _____ 18 _____																																													

償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

- ①住所 所 住所及び電話番号を記載してください。
ビル等に入居している場合はビルの名称、階数及び部屋番号を記載してください。
- ②氏名 氏名を記載し、ふりがなを付してください。
個人の場合は屋号、法人の場合は通常呼称される本店・営業所名を記載してください。
- ③個人番号(マイナンバー)
又は法人番号 平成27年10月以降に通知された個人番号(マイナンバー)又は法人番号を記載してください。
- ④この申告に応答する者
の係及び氏名 この申告について、直接応答できる方の氏名及び電話番号を記載してください。
- ⑤税理士等の氏名 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- ⑥前年前に取得したもの (イ) 前年までに申告された資産の取得価額の合計を種類別に記載してください。
- ⑦前年中に減少したもの (ロ) 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計を種類別に記載してください。
- ⑧前年中に取得したもの (ハ) 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計を種類別に記載してください。
- ⑨計 (ニ) 令和6年1月1日現在の全資産の取得価額の合計を種類別に記載してください。
- ⑩市町村内における事業所の所在地 総社市内の資産の所在地を記載してください。
- ⑪借用資産 借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合は貸主の氏名を記載してください。
- ⑫事業所用家屋の所有区分 該当する方を○で囲んでください。
- ⑬備考(添付書類等) 添付した書類の名称及び枚数を記載してください。その他連絡事項(納税通知書の送付先)などがありましたら記載してください。

記載例 令和 6 年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者コード

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等。	数量	取得年月 年号	取得価額 ⑤	耐用年数 ⑥	課税標準額		増加事由	摘要 ⑧
								課税標準 の特例 率	コード		
株式会社 総社											
01	1	フェンス		1	5 5 5	460 000	10			1 2 3・4	
02	2	太陽光発電設備 一式		1	5 5 4	4 280 000	17			1 2 3・4	
03	6	パソコン		5	5 5 6	680 000	4			1 2 3・4	
04										1 2 3・4	
05										1 2 3・4	
06										1 2 3・4	
07										1 2 3・4	
08										1 2 3・4	
09										1 2 3・4	
10										1 2 3・4	
11										1 2 3・4	
12										1 2 3・4	
13										1 2 3・4	
14										1 2 3・4	
15										1 2 3・4	
16										1 2 3・4	
17										1 2 3・4	
18										1 2 3・4	
19										1 2 3・4	
20										1 2 3・4	
小計										5 420 000	△

種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

- 前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）において新たに取得した資産を記載してください。
- 今年初めて申告される方は、令和6年1月1日現在の全資産を記載してください。

①資産の種類	資産の種類1から6までを記載してください。
	1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品
②資産の名称等	資産の名称を記載してください。アルファベットや数字も使用できますが、 <u>20文字</u> 以内でお願いします。
③数量	資産の数量を記載してください。
④取得年月	資産を取得した年月を記載してください。年号は次の数字で記載してください。 <u>昭和-3, 平成-4, 令和-5</u>
⑤取得価額	資産を取得するために要した価額を記載してください。 なお、税込経理方式を採用している場合は、消費税額を取得価額に含めて記載してください。
⑥耐用年数	平成21年改正の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記載してください。
⑦増加事由	該当する事由の番号を○で囲んでください。
	1 新品取得 2 中古取得 3 移動による受け入れ 4 その他
⑧摘要	<u>課税標準の特例が適用される資産については「特例」と記載し、該当条項を必ず記載してください。</u>

記載例 令和 6 年度

種類別明細書（減少資産用）

所 有 者 コ ー ド

行 番 号	減 少 該 当	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 额	6 減少の事由及び区分			7 摘 要
								年 号	年 月	耐 用 年 数	
01	①1	1				4 10 2	300 000	1 ②	3・4	① 2	
02	6	10				4 20 6	119 000	① 2	3・4	① 2	総社商事へ売却
03	6	13				5 2 9	250 000	1・2	③・4	① 2	倉敷市へ移動
04	6	14			2	5 2 12	200 000	1 ②	3・4	① 2	4台中2台滅失
05								1・2	3・4	1・2	
06								1・2	3・4	1・2	
07								1・2	3・4	1・2	
08								1・2	3・4	1・2	
09								1・2	3・4	1・2	
10								1・2	3・4	1・2	
11								1・2	3・4	1・2	
12								1・2	3・4	1・2	
13								1・2	3・4	1・2	
14								1・2	3・4	1・2	
15								1・2	3・4	1・2	
16								1・2	3・4	1・2	
17								1・2	3・4	1・2	
											小 計
											869 000

一部滅失の場合

所 有 者 姓 名		1 枚のうち	
姓	名	枚数	目
株式会社 総社			

種類別明細書（減少資産用）の書き方

- ・前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）において、売却、滅失、他市町村への移動等で減少した資産について記載してください。
- ・細目申告をされている場合は「令和5年度 債却資産種類別明細書」を同封しておりますので参考資料として御利用ください。

- ①資産の種類 「償却資産種類別明細書」の種類を記載してください。
- ②資産コード 「償却資産種類別明細書」の資産番号を記載してください。
- ③資産の名称等 上記の資産コードを記載されている方は、記載不要です。
- ④数量 一部減少の場合は、残存数量を記入してください。
- ⑤取得価額 一部減少の場合は、残存価額を記入してください。
なお、税込経理方式を採用している場合は、消費税額を取得価額に含めて記載してください。
- ⑥減少の事由及び区分 該当する事由及び区分の番号を○で囲んでください。
事由： 1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他
区分： 1 全部 2 一部
- ⑦摘要 減少した事由により、売却先の名称、移動先の市町村名等を記載してください。